政府保証第４１回民間都市開発債券（グリーンボンド）
発　　行　　要　　項

１．債 券 の 名 称　政府保証第４１回民間都市開発債券（グリーンボンド）

２．債 券 の 総 額　金１３０億円

３．社債、株式等の振替に関する法律の適用　本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号）の規定の適用を受けるものとする。

４．各債券の金額　１０００万円

５．利　　率　年３．８４９パーセント

６．発 行 価 額　額面１００円につき金１００円

７．償 還 金 額　額面１００円につき金１００円

８．償還の方法及び期限

⑴ 本債券の元金は、令和２８年１１月２７日にその全額を償還する。

⑵ 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。

⑶ 買入消却は、いつでもすることができる。

９．利息支払の方法及び期限

⑴ 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、令和９年３月５日を第１回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年３月５日及び９月５日の２回に、各その日までの前半箇年分を支払う。

⑵ 発行日の翌日から第１回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。

⑶ 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。

⑷ 償還期日後は、利息をつけない。

10. 元利金支払保証　本債券総額１３０億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。

11. 担　　保　本債券の債権者は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和６２年法律第６２号）の定めるところにより、一般財団法人民間都市開発推進機構の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

12. 申 込 期 日　令和８年１１月１６日

13. 募 入 方 法　応募超過の場合は、本要項第１６号の引受並びに募集の取扱者が適宜募入額を定める。

14. 払 込 期 日　令和８年１１月２７日

15. 募集の受託会社　株式会社みずほ銀行

16. 引受並びに募集の取扱者

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（代表）

野村證券株式会社

みずほ証券株式会社

大和証券株式会社

ＳＭＢＣ日興証券株式会社

17. 発行代理人及び支払代理人　株式会社みずほ銀行

18. 振 替 機 関　株式会社証券保管振替機構